

消費者 トラブル

悪質商法は 私たちが 狙っている!



近年、一人で暮らす高齢者の世帯が増えています。それに伴い、そうした高齢者を狙った犯罪が増加の傾向にあります。市内においても、昨年、消火器の不適切点検訪問販売や床下の点検を装った換気扇設置などの被害が起きています。

一方、社会経験の少ない若者を狙った消費トラブルも年々増加の傾向にあり、携帯電話やインターネットによるトラブルが急増しています。

今回は、そんな中でも主に高齢者を狙った消費トラブルとそんなトラブルに遭ってしまったときの対応策をお知らせします。

振り込め詐欺

社会保険事務所の職員などを装い医療費などの還付をちらつかせATMに誘導し、逆に現金を振り込ませる「還付金詐欺」などがあります。

対応策 公的機関がATMを操作させて医療費などを還付することはありません。不審に感じたら、すぐに警察に電話しましょう。

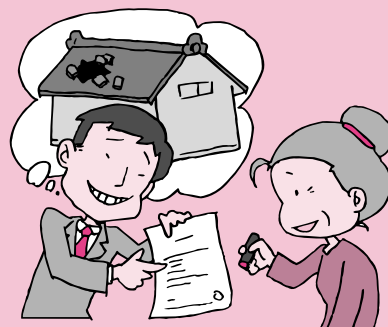
万一振り込んでしまった場合は、警察と金融機関の両方に連絡し振込先の口座を凍結してもらいます。



悪質リフォーム

突然訪問してきて、屋根工事、床下工事、各種の補強工事など次々に高額な料金で工事の契約を迫ってきます。

対応策 工事契約を結んでも、訪問販売の場合、契約から8日間以内であれば契約を解除できる「クーリング・オフ」（左頁参照）が適用されます。また、8日間を過ぎていたり、工事が完了していても解約できる場合もあります。あきらめないうちに、岐阜県県民生活相談センター（☎058-277-1003）に相談しましょう。



催眠商法

特設会場を設けそこに人を集め、景品を無料で配ったり、生活用品などを安く売るなど購買意欲を高め、徐々に健康器具などの高額商品を買わせます。

対応策 「クーリング・オフ」が適用されます。磁気マットや布団類は、使用後であっても「クーリング・オフ」が可能です。

知って
おきたい

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ（Cooling-off）とは、頭を冷やしてよく考え直す期間を消費者に与え、この一定の期間内であれば消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できるという制度です。

ただし、すべての契約がクーリング・オフできるわけではありません。総額が3千円未満の代金支払済みの場合や化粧品・健康食品などのビンを開けてしまった消耗品などは、クーリング・オフができません。詳しくは、岐阜県県民生活相談センターへお尋ねください。

なお、クーリング・オフは、次の書き方例を参考に必ず書面で行ってください。

※はがきを書き終えたら、両面ともコピーを取って簡易書留が配達記録郵便の控えと一緒に必ず保管してください。

書き方例

クレジット会社用

郵便はがき

□□□□□□

○○○市○○町○○番地

○○信販株式会社
代表者様

契約解除通知書

契約日 平成〇年〇月〇日
書面受領日 平成〇年〇月〇日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社 ○○○○株式会社○○営業所

右記日付の申込は撤回し、契約は解除します。

平成〇年〇月〇日
(住所)○○○市○○町○○番地
(氏名)○○○○○○○○

販売会社用

郵便はがき

□□□□□□

○○○市○○町○○番地

○○○株式会社
代表者様

契約解除通知書

契約日 平成〇年〇月〇日
書面受領日 平成〇年〇月〇日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円

右記日付の申込は撤回し、契約は解除します。
なお既払金の○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日
(住所)○○○市○○町○○番地
(氏名)○○○○○○○○



ポイント

- 1 契約書を受け取った日から、その日を含めて8日以内（内職・モニター商法、マルチ商法は20日以内）に通知します。
- 2 書面（はがきなど）は控えを取り、簡易書留または配達記録郵便で発信します。代金の支払いをクレジットとした場合は、クレジット会社へも通知します。
- 3

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は書き入れます。